令和6年7月18日

第3回佐賀西部広域水道企業団 水道料金審議会

水道料金体系について

目 次

- 1 前回のまとめ ①
- 2 水道料金体系 ①~⑦
- 3 基本料金と従量料金の割合 ①~④
- 4 基本水量の設定 ①
- 5 従量料金の逓増度の設定 ①~②
- 6 新水道料金表(案) ①~⑪





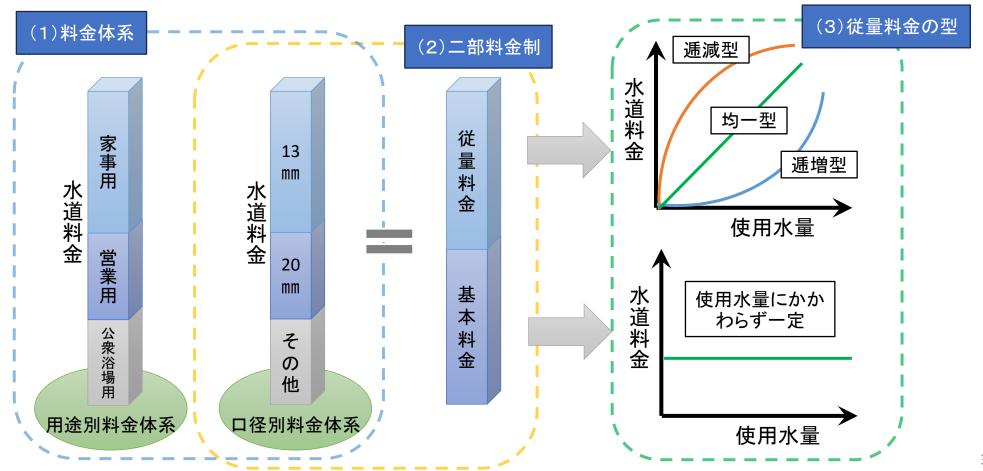
1-① 前回のまとめ

項目	考え方
1. 料金の算定期間	令和8年度~令和10年度までの3年間とする。 (理由) ・料金負担の期間的公平性 ・急激な料金負担の抑制 ・変化に対応した財政の健全運営
2. 料金の統一	地区ごとに異なる水道料金を統一する。 (理由) ・一水道事業同一料金の原則(地区における水道料金負担の不平等の解消) ・健全な事業運営のための財源確保
3. 料金算定方法	総括原価方式(資産維持費の計上)を採用する。 (理由) ・「水道料金算定要領」(日本水道協会)で提示 ・電気事業やガス事業でも採用
4. 料金水準(改定率)	①経常収支率105%以上 ②資金の期末残高20億円以上 ③企業債残高対給水収益比率350%未満 という財政目標を満たす、料金水準(改定率)30%を設定する。

2一① 水道料金体系

(案)

- ◆用途ではなく、口径で料金に差をつける口径別料金体系を採用する。
- ◆基本料金と従量料金からなる二部料金制を採用する。
- ◆従量料金は逓増型従量料金を採用する。



2-② 水道料金体系

(案)

「水道料金算定要領」(日本水道協会)では、口径別料金体系が基本とされており、また、用途別料金体系では、基本料金の負担が需要水量に応じた負担となっていない場合があることから、口径別料金体系とする。

◎口径別料金体系

大きな口径ほど一度に多くの水を使用することができるが、それを支える施設への費用負担が大きくなるため、口径の大きさに応じて費用を負担してもらう体系

※用途別料金体系は生活用水に配慮した家事用の料金設定をできるメリットがあるが、例えば口径13mmの料金を安価に設定することでも同様の配慮は可能である。

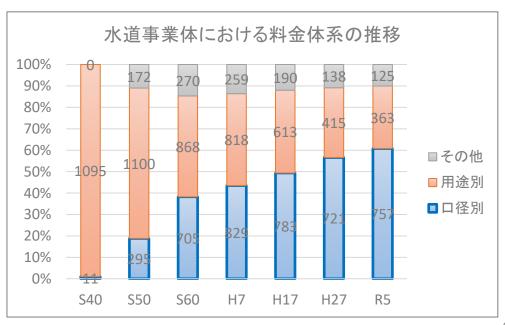
<u>〇用途別料金体系</u>

水を使用する用途に応じて、家事用、営業用、 工場用、公衆浴場用など用途別に料金を設 定している体系

△その他の料金体系

単一料金制など、口径や用途によって料金に差をつけない体系

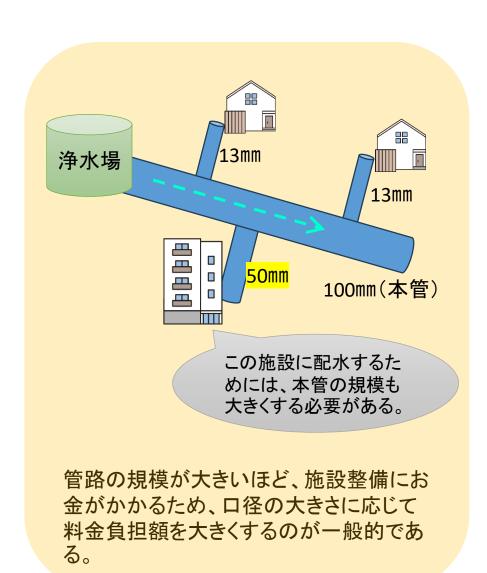
◆全国的に用途別料金体系から口径別料金体系に移行する傾向となっている。



2-③ 水道料金体系

口径ごとに基本料金に差をつける理由

- ◆料金統一時の新料金体系は、水道料金算定要領に基づいて見直すことで、公平性の確保を図ることとする。
- ◆水道施設を整備する上で、公平性を確保するには、施設整備に係る費用は基本料金で固定的に回収することが望ましく、口径の大きさに応じた料金負担額を設定すべきとされている。



2一④ 水道料金体系

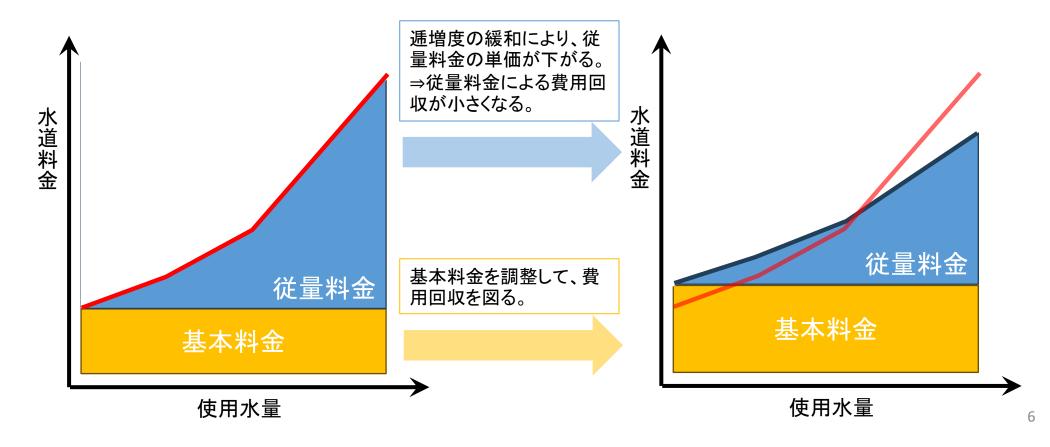
(案)

基本料金と従量料金のバランスのとれた二部料金制を目指す。

- ◆

 ◆

 <br/
 - ⇒水道料金の固定的回収の点では好ましい。



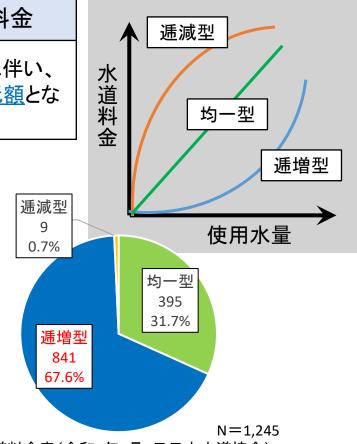
2一⑤ 水道料金体系

(案)

従量料金には3つのタイプがあるが、一般家庭への影響を考慮し、<u>逓増型従量料金を採用しつつ、1 m あたりの単価の差を小さくするなど、多水量使用者の負担にも配慮した制度を検討する。</u>

均一型従量料金	逓増型従量料金	逓減型従量料金
使用水量に関係なく従量	使用水量の増加に伴い、	使用水量の増加に伴い、
料金単価は <u>均一</u> である料	従量料金単価が <u>高額</u> とな	従量料金単価が <u>低額</u> とな
金体系	る料金体系	る料金体系

- ◆現行は、地区ごとに異なっており、3つのタイプすべてが 存在する。
- ◆「水道料金算定要領」では、使用者間の負担の公平という 観点から、「均一型従量料金」が原則だが、一般家庭のよ うな少水量使用者の負担が大きくなるため、逓増型従量 料金を採用している水道事業体が多い。
- ◆一方で、逓増型は多水量使用者への負担が大きく、人口減少の時代となったことで、全国的に見直しが進んでいる。



2-6 水道料金体系

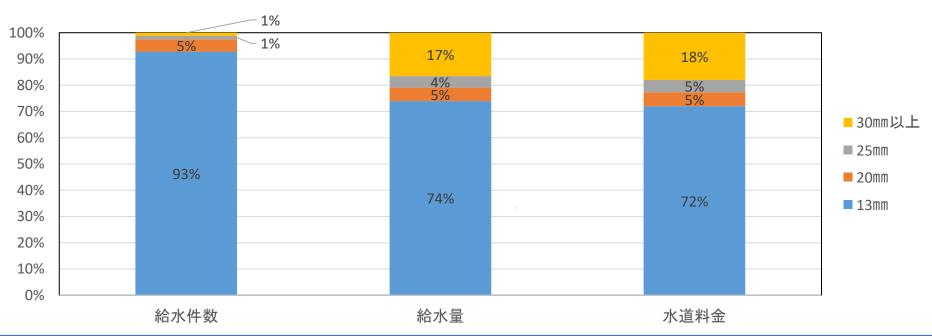
〇佐賀西部広域水道企業団における使用水量区分別の口径別件数(令和5年12月調定分)

メーター							使用水量	区分別件	数(件)						
口径	0~ 10m³	11 ~ 20m³	21 ~ 30m³	31 ~ 40m³	41 ∼ 50㎡	51 ∼ 100㎡	101 ∼ 200㎡	201 ~ 500㎡	501 ~ 1000㎡	1001 ~ 3000m³	3001 ∼ 5000㎡	5001 ~ 10000㎡	10001m³~	合計	割合
13mm	24,236	20,507	10,183	3,377	976	481	47	4	0	0	0	0	0	59,811	92.8%
20mm	1,280	892	434	154	82	142	51	15	2	0	0	0	0	3,052	4.7%
25mm	269	124	89	69	41	96	73	41	9	5	0	0	0	816	1.3%
30mm	45	15	5	5	5	16	23	15	3	3	0	0	0	135	0.2%
40mm	64	41	28	28	17	68	71	57	32	8	0	0	0	414	0.6%
50mm	18	9	12	11	4	31	34	40	17	16	0	3	0	195	0.3%
75mm	5	1	4	1	2	8	7	12	5	5	3	0	0	53	0.1%
100mm	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	0.0%
合計	25,918	21,589	10,755	3,645	1,127	842	306	185	69	37	3	3	0	64,479	100.0%
割合	40.2%	33.5%	16.7%	5.6%	1.7%	1.3%	0.5%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	

- ◆口径別にみた場合、給水件数は、口径13mmが全体の約93%を占めている。
- ◆使用水量区分別にみた場合、給水件数は、30m以下が全体の約90%を占めている。
- ◆口径が大きくなるほど、使用水量区分も大きくなることがわかる。

2一⑦ 水道料金体系

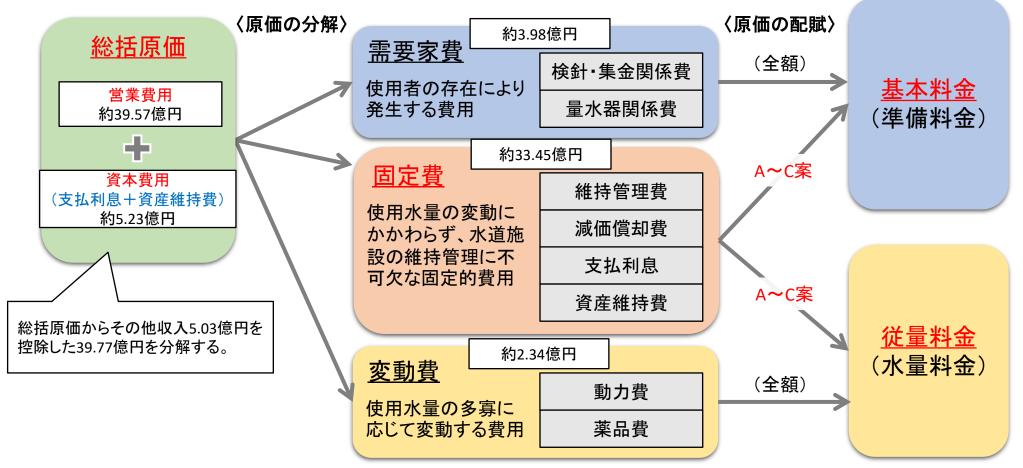
〇佐賀西部広域水道企業団における 口径別の給水件数、給水量、水道料金の割合(令和5年12月調定分)



- ◆口径13mmの給水件数は全体の約93%であるのに対して、水道料金は約72%を占めている。 ⇒口径13mmの料金設定が料金収入に大きな影響を与える。
- ◆一方、口径30mm以上の給水件数は全体の約1%であるのに対して、水道料金は約18% を占めている。 ⇒多水量使用者数の減少は料金収入に大きな影響を与える。
- ◆口径30mm以上の水道使用者は、全体の約17%の給水量を使用しているのに対して、水道料金は約18%を占めていて、ほぼ均衡はとれている。

3-① 基本料金と従量料金の割合

- ◆基本料金とは、水使用の有無にかかわらず徴収される料金である。
- ◆水需要減少に伴い料金収入が減少する中、「持続可能な水道による安定した水の供給」を実現するためには、水道施設・設備の整備に必要な費用を安定的に確保することが必要であり、水道料金は基本料金で固定的に回収することが望ましい。



3-② 基本料金と従量料金の割合

(案)

水需要の減少に伴い、水需要と施設能力の乖離が大きくなっているため、C案 施設最大稼働率を用いる方法で、新水道料金表(案)の素案(A)案)を設定する。

A案 負荷率を用いる方法

固定費総額に対して、最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金とし、残余の 固定費を従量料金とする。

基本料金=固定費総額×(最大給水量-平均給水量)÷最大給水量 ⇒15% 従量料金=固定費総額×平均給水量÷最大給水量 ⇒85%

B案 施設利用率を用いる方法

固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金とし、残余の固定費を従量料金とする。

基本料金=固定費総額×(浄水施設能力—平均給水量)÷浄水施設能力 ⇒35% 従量料金=固定費総額×平均給水量÷浄水施設能力 ⇒65%

C案 施設最大稼働率を用いる方法

固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と最大給水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金とし、残余の固定費を従量料金とする。

基本料金=固定費総額×(浄水施設能力-最大給水量)÷浄水施設能力 ⇒24% 従量料金=固定費総額×最大給水量÷浄水施設能力 ⇒76%

3-③ 基本料金と従量料金の割合

◆分解した総括原価を口径別の基本料金と従量料金に配賦する。

(全額)

(C案)

浄水施設能

力と最大給水量の差

(C案)

最大給水量

(全額)

24

76

[**A**案]

需要家費 約3.98億円

水道使用者(需要者)の存在に よって生じる経費であるため、使 用水量とは関係なく、全額基本料 金に配賦する。

固定費 約33.45億円

経費の性格上、全額を基本料金に配賦すべきであるが、基本料金が著しく高くなることから、固定費の相当額を従量料金にも配賦する。

変動費 約2.34億円

水道の使用量に対して増減する ものであることから、従量料金に 配賦する。

〈原価の配賦〉 基本料金:従量料金=30:70

重再完果

基本料金(準備料金)約12.01億円

帯	約3.98億円	2項目に分けて配賦
	検針·集金関係費 約2.91億円	調定件数1件当たりで均 等に配賦(約376円/月)
	量水器関係費 約1.07億円	調定件数と量水器価格 の積に比例するよう配賦
固]定費 約8.03億円	ロ径別の流量比に比例 するよう配賦

基本料金で回収すべき金額

従量料金(水量料金)約27.76億円

固定費	約25.42億円	給水量1㎡当たりで均等 に配賦
変動費	約2.34億円	給水量1㎡当たりで均等 に配賦

従量料金で回収すべき金額

口径(mm)	基本料金 (円/月)
13	1,320
20	2,610
25	3,870
30	5,760
40	9,980
50	15,710
75	37,340
100	66,690
	·

口径(mm)	従量料金 (円/㎡)
共通	210

※均一型の場合

[※]水道料金算定要領では、準備料金及び水量料金に配分した後に基本料金及び従量料金に配賦する手順となっているが、説明の簡略化のため、この資料では準備料金及び水量料金への配分過程を省略している。

3-4 基本料金と従量料金の割合

【全体の料金改定率30%】

31%以上の値上げは赤色、 値下げは青色

[A案] 口径13mmの1か月当たりの使用水量別水道料金比較(税抜)

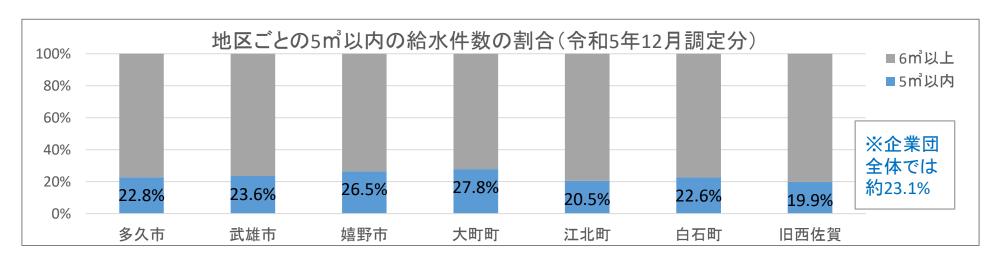
水量			玛	見行料金 (円)			新料金				改定率			
(m³)	多久市	武雄市	嬉野市	大町町	江北町	白石町	旧西佐賀	(円)	多久市	武雄市	嬉野市	大町町	江北町	白石町	旧西佐賀
0	1,338	737	850	1,038	880	1,281	1,260	1,320	-1%	79%	55%	27%	50%	3%	5%
5	1,338	737	850	1,038	880	1,281	1,260	2,370	77%	222%	179%	128%	169%	85%	88%
10	1,820	1,480	1,700	1,820	1,760	1,730	1,700	3,420	88%	131%	101%	88%	94%	98%	101%
14	2,812	2,528	2,380	2,892	2,816	2,838	2,580	4,260	51%	69%	79%	47%	51%	50%	65%
20	4,300	4,100	3,400	4,500	4,400	4,500	3,900	5,520	28%	35%	62%	23%	25%	23%	42%
25	5,735	5,410	4,250	6,015	5,720	5,885	5,000	6,570	15%	21%	55%	9%	15%	12%	31%
30	7,170	6,720	5,100	7,530	7,040	7,270	6,100	7,620	6%	13%	49%	1%	8%	5%	25%
35	8,700	8,030	5,950	9,260	8,360	8,740	7,470	8,670	0%	8%	46%	-6%	4%	-1%	16%
40	10,230	9,340	6,800	10,990	9,680	10,210	8,840	9,720	-5%	4%	43%	-12%	0%	-5%	10%
45	11,760	10,650	7,650	12,895	11,000	11,680	10,210	10,770	-8%	1%	41%	-16%	-2%	-8%	5%
50	13,290	11,960	8,500	14,800	12,320	13,150	11,580	11,820	-11%	-1%	39%	-20%	-4%	-10%	2%
60	16,350	14,580	10,200	18,610	14,960	16,090	14,570	13,920	-15%	-5%	36%	-25%	-7%	-13%	-4%
70	19,410	17,200	11,900	22,420	17,600	19,030	17,560	16,020	-17%	-7%	35%	-29%	-9%	-16%	-9%
80	22,470	19,820	13,600	26,230	20,240	21,970	20,550	18,120	-19%	-9%	33%	-31%	-10%	-18%	-12%
90	25,530	22,440	15,300	30,040	22,880	24,910	23,540	20,220	-21%	-10%	32%	-33%	-12%	-19%	-14%
100	28,590	25,060	17,000	33,850	25,520	27,850	26,530	22,320	-22%	-11%	31%	-34%	-13%	-20%	-16%

4-① 基本水量の設定

(案)

単身世帯等への配慮、受益者負担の原則の観点から、口径13mmの基本水量は5m²とする。

- ◆基本水量とは、公衆衛生上の観点から、風呂やトイレの使用を控えるといった過度な節水意 識が働かないように、一定の水量までの料金を定額とするものである。
- ◆一方、見方を変えれば、基本水量以内の料金は、使用水量にかかわらず定額となるため、実際の使用水量よりも高い金額を負担している水道使用者が存在する。
- ◆今後も、節水機器の普及や高齢者の単身世帯化などにより、基本水量以内の使用者の割合は増加していくと想定されるため、全国的に基本水量の在り方の見直しが進んでおり、将来は「基本水量なし」に見直すべきと考えるが、今回は、現行制度からの急変に配慮し、口径13mmに基本水量5㎡を設定する。
 - ※口径別料金体系の水道事業体のうち、基本水量付きは430団体(56.8%)、基本水量なしは327団体(43.2%)(令和5年4月1日現在)



5一① 従量料金の逓増度の設定

(案)

新料金体系における従量料金の水量区画段階の設定は、5段階とする。

- ◆現行の料金体系における従量料金の水量区画は、1~5段階と地区ごとに異なっている。
- ◆「水道料金算定要領」では、おおむね3~5段階での設定としている。

〇水量区画段階設定(案)

第1段階 第2段階 第3段階 第4段階 第5段階 31~ 101m 1~ 11~ 21~ 使用水量 以上 10 m 20m 30m² 100 m 第1段階 第2段階 第3段階 第4段階 従量料金 OOE **〇〇円** OOH OOE OOE 【参考】 給水件数 の割合 40% 33% 17% 8.6% 1.4% (令和5年 12月調定 分)

○地区ごとの水量区画段階(現行)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
多久市	11 ∼ 20㎡	21 ~ 30㎡	31 ~ 2,000㎡	2,001 ~ 3,000㎡	3,001㎡ 以上
武雄市	11 ~ 600㎡	601㎡ 以上	-	-	-
嬉野市	11㎡ 以上	_	_	_	_
大町町	11 ~ 20㎡	21 ~ 30㎡	31 ~ 40m³	41㎡ 以上	_
江北町	11 ~ 1,000㎡	1,001㎡ 以上	_	_	_
白石町	11 ~ 30m³	31 ~ 3,000 m³	3,001㎡ 以上	-	-
旧西佐賀	9 ∼ 30㎡	31 ∼ 50m³	51㎡ 以上	-	-

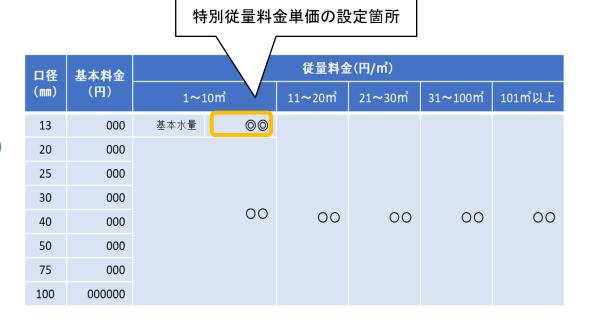
※赤文字は従量料金が逓減型となっている箇所

5-② 従量料金の逓増度の設定

(案)

口径13mmの少水量使用者に配慮し、基本水量を除く第1段階(6~10㎡)の従量料金に、 特別安価な従量料金(いわゆる「特別従量料金単価」)を設定する。

- ◆口径13mmの給水件数は全体の約93%を占めており、多数の水道使用者に過大な負担 を負わせる恐れがあるため、口径13mmの少水量区画(6~10㎡)の従量料金を可能な限 り低くする「特別従量料金単価」の設定を検討する。
- ◆「水道料金算定要領」では、従量料金で最低限回収すべき費用として、維持管理費と変動費を確保することを示しており、この費用を参考に150円~250円の範囲で検討する。



6-① 新水道料金表(案)

【全体の料金改定率30%】

- ◆基本料金は、4-①の基本水量を考慮 した基本料金を設定。
- ◆従量料金は、5一①に示す5段階で、 有収水量1m³当たりに均等配賦するこ とにより設定。
- ◆従量料金設定の際は、5-2に示す口径13mmの少水量使用者に配慮し、6~10mの従量料金は特別安価に、また、2-5に示す多水量使用者の負担に配慮し、最高従量料金単価を可能な限り低く設定。

B案(1か月当たり、税抜)

:3-③に示す算定(A)案)をベースとし、多水量使用者を優先配慮した案

口径	基本料金		従量料金(円/㎡)								
(mm)	(円)		1 ∼ 10㎡		21 ~ 30㎡	31 ~ 100m³	101㎡ 以上				
13	1,320	基本 水量	195								
20	2,610										
25	3,870										
30	5,760			290	300	210	100				
40	9,980		290	290	300	310	190				
50	15,710										
75	37,340										
100	66,690										

▶ 増減率(%):-40%~76%

•最大増加額:15万円

6-② 新水道料金表(案)

○案(1か月当たり、税抜)

: 少水量使用者を優先配慮した案

①案(1か月当たり、税抜)

: 折衷案として全体に配慮した案

口径	基本料金			従量料	É量料金(円/㎡)	口径	基本料金	従量料金(円/㎡)											
(mm)	(円)		(mm)	(円)	1 <i>′</i> 10		11 ~ 20㎡	21 ~ 30㎡	31 ~ 100㎡	101㎡ 以上									
13	970	基本 水量	185					13	1,140	基本 水量	190								
20	1,920							20	2,260										
25	2,850					390		25	3,350										
30	4,240			250	270		390	30	4,980			270	205	250	200				
40	7,340		250	230	270	390		40	8,630		270	270	285	350	290				
50	11,550											50	13,580						
75	27,450								75	32,270									
100	49,020							100	57,630										

•増減率(%):-28%~134%

•最大増加額:112万円

•增減率(%):-17%~91%

•最大増加額:64万円

6-③ 新水道料金表(案)

【全体の料金改定率30%】

31%以上の値上げは赤色、 値下げは青色

[B案] 口径13mmの1か月当たりの使用水量別水道料金比較(税抜)

水量				見行料金 (円)			新料金				改定率			
(m³)	多久市	武雄市	嬉野市	大町町	江北町	白石町	旧西佐賀	(円)	多久市	武雄市	嬉野市	大町町	江北町	白石町	旧西佐賀
0	1,338	737	850	1,038	880	1,281	1,260	1,320	-1%	79%	55%	27%	50%	3%	5%
5	1,338	737	850	1,038	880	1,281	1,260	1,320	-1%	79%	55%	27%	50%	3%	5%
10	1,820	1,480	1,700	1,820	1,760	1,730	1,700	2,295	26%	55%	35%	26%	30%	33%	35%
14	2,812	2,528	2,380	2,892	2,816	2,838	2,580	3,455	23%	37%	45%	19%	23%	22%	34%
20	4,300	4,100	3,400	4,500	4,400	4,500	3,900	5,195	21%	27%	53%	15%	18%	15%	33%
25	5,735	5,410	4,250	6,015	5,720	5,885	5,000	6,695	17%	24%	58%	11%	17%	14%	34%
30	7,170	6,720	5,100	7,530	7,040	7,270	6,100	8,195	14%	22%	61%	9%	16%	13%	34%
35	8,700	8,030	5,950	9,260	8,360	8,740	7,470	9,745	12%	21%	64%	5%	17%	11%	30%
40	10,230	9,340	6,800	10,990	9,680	10,210	8,840	11,295	10%	21%	66%	3%	17%	11%	28%
45	11,760	10,650	7,650	12,895	11,000	11,680	10,210	12,845	9%	21%	68%	0%	17%	10%	26%
50	13,290	11,960	8,500	14,800	12,320	13,150	11,580	14,395	8%	20%	69%	-3%	17%	9%	24%
60	16,350	14,580	10,200	18,610	14,960	16,090	14,570	17,495	7%	20%	72%	-6%	17%	9%	20%
70	19,410	17,200	11,900	22,420	17,600	19,030	17,560	20,595	6%	20%	73%	-8%	17%	8%	17%
80	22,470	19,820	13,600	26,230	20,240	21,970	20,550	23,695	5%	20%	74%	-10%	17%	8%	15%
90	25,530	22,440	15,300	30,040	22,880	24,910	23,540	26,795	5%	19%	75%	-11%	17%	8%	14%
100	28,590	25,060	17,000	33,850	25,520	27,850	26,530	29,895	5%	19%	76%	-12%	17%	7%	13%

6-④ 新水道料金表(案)

【全体の料金改定率30%】

[⑧案] 1か月当たりの使用水量別給水件数が最多の口径における水道料金比較(税抜)

31%以上の値上げは赤色、値下げは青色、使用者がいない水量は灰色

水量	口径 -			瑪	1行料金 (円)			新料金	改定率								
(m³)		多久市	武雄市	嬉野市	大町町	江北町	白石町	旧西佐賀	(円)	多久市	武雄市	嬉野市	大町町	江北町	白石町	旧西佐賀		
200	25mm	59,190	51,260	34,000	71,950	51,920	57,250	56,430	53,370	-10%	4%	57%	-26%	3%	-7%	-5%		
400	40mm	120,390	103,660	68,000	148,150	104,720	116,050	116,230	97,480	-19%	-6%	43%	-34%	-7%	-16%	-16%		
600	40mm	181,590	156,060	102,000	224,350	157,520	174,850	176,030	135,480	-25%	-13%	33%	-40%	-14%	-23%	-23%		
800	40mm	242,790	204,460	136,000	300,550	210,320	233,650	235,830	173,480	-29%	-15%	28%			-26%	-26%		
1000	40mm	303,990	252,860	170,000	376,750	263,120	292,450	295,630	211,480	-30%	-16%	24%			-28%	-28%		
1500	50mm	456,990	373,860	255,000	567,250	312,120	439,450	445,130	312,210	-32%	-16%	22%			-29%	-30%		
2000	50mm	609,990	494,860	340,000	757,750	361,120	586,450	594,630	407,210	-33%		20%				-32%		
2500	50mm	478,940	615,860	425,000	948,250	410,120	733,450	744,130	502,210			18%						
3000	50mm	800,990	736,860	510,000	1,138,750	459,120	880,450	893,630	597,210	-25%		17%						
3500	75mm	824,990	857,860	595,000	1,329,250	508,120	988,950	1,043,130	713,840		-17%							
4000	75mm	848,990	978,860	680,000	1,519,750	557,120	1,097,450	1,192,630	808,840									
4500	75mm	872,990	1,099,860	765,000	1,710,250	606,120	1,205,950	1,342,130	903,840			18%						
5000	75mm	896,990	1,220,860	850,000	1,900,750	655,120	1,314,450	1,491,630	998,840		-18%	18%						
5500	50mm	920,990	1,341,860	935,000	2,091,250	704,120	1,422,950	1,641,130	1,072,210						-25%			
6000	50mm	944,990	1,462,860	1,020,000	2,281,750	753,120	1,531,450	1,790,630	1,167,210									

6-⑤ 新水道料金表(案)

【全体の料金改定率30%】

31%以上の値上げは赤色、 値下げは青色

[②案] 口径13mmの1か月当たりの使用水量別水道料金比較(税抜)

水量				見行料金 (円 ————)			新料金	改定率								
(m³)	多久市	武雄市	嬉野市	大町町	江北町	白石町	旧西佐賀	(円)	多久市	武雄市	嬉野市	大町町	江北町	白石町	旧西佐賀		
0	1,338	737	850	1,038	880	1,281	1,260	970	-28%	32%	14%	-7%	10%	-24%	-23%		
5	1,338	737	850	1,038	880	1,281	1,260	970	-28%	32%	14%	-7%	10%	-24%	-23%		
10	1,820	1,480	1,700	1,820	1,760	1,730	1,700	1,895	4%	28%	11%	4%	8%	10%	11%		
14	2,812	2,528	2,380	2,892	2,816	2,838	2,580	2,895	3%	15%	22%	0%	3%	2%	12%		
20	4,300	4,100	3,400	4,500	4,400	4,500	3,900	4,395	2%	7%	29%	-2%	0%	-2%	13%		
25	5,735	5,410	4,250	6,015	5,720	5,885	5,000	5,745	0%	6%	35%	-4%	0%	-2%	15%		
30	7,170	6,720	5,100	7,530	7,040	7,270	6,100	7,095	-1%	6%	39%	-6%	1%	-2%	16%		
35	8,700	8,030	5,950	9,260	8,360	8,740	7,470	9,045	4%	13%	52%	-2%	8%	3%	21%		
40	10,230	9,340	6,800	10,990	9,680	10,210	8,840	10,995	7%	18%	62%	0%	14%	8%	24%		
45	11,760	10,650	7,650	12,895	11,000	11,680	10,210	12,945	10%	22%	69%	0%	18%	11%	27%		
50	13,290	11,960	8,500	14,800	12,320	13,150	11,580	14,895	12%	25%	75%	1%	21%	13%	29%		
60	16,350	14,580	10,200	18,610	14,960	16,090	14,570	18,795	15%	29%	84%	1%	26%	17%	29%		
70	19,410	17,200	11,900	22,420	17,600	19,030	17,560	22,695	17%	32%	91%	1%	29%	19%	29%		
80	22,470	19,820	13,600	26,230	20,240	21,970	20,550	26,595	18%	34%	96%	1%	31%	21%	29%		
90	25,530	22,440	15,300	30,040	22,880	24,910	23,540	30,495	19%	36%	99%	2%	33%	22%	30%		
100	28,590	25,060	17,000	33,850	25,520	27,850	26,530	34,395	20%	37%	102%	2%	35%	24%	30%		

6-⑥ 新水道料金表(案)

【全体の料金改定率30%】

[②案] 1か月当たりの使用水量別給水件数が最多の口径における水道料金比較(税抜)

31%以上の値上げは赤色、値下げは青色、使用者がいない水量は灰色

水量	口径			現	1行料金(円)			新料金				改定率			
(m³)		多久市	武雄市	嬉野市	大町町	江北町	白石町	旧西佐賀	(円)	多久市	武雄市	嬉野市	大町町	江北町	白石町	旧西佐賀
200	25mm	59,190	51,260	34,000	71,950	51,920	57,250	56,430	76,850	30%	50%	126%	7%	48%	34%	36%
400	40mm	120,390	103,660	68,000	148,150	104,720	116,050	116,230	159,340	32%	54%	134%	8%	52%	37%	37%
600	40mm	181,590	156,060	102,000	224,350	157,520	174,850	176,030	237,340	31%	52%	133%	6%	51%	36%	35%
800	40mm	242,790	204,460	136,000	300,550	210,320	233,650	235,830	315,340	30%	54%	132%			35%	34%
1000	40mm	303,990	252,860	170,000	376,750	263,120	292,450	295,630	393,340	29%	56%	131%			34%	33%
1500	50mm	456,990	373,860	255,000	567,250	312,120	439,450	445,130	592,550	30%	58%	132%			35%	33%
2000	50mm	609,990	494,860	340,000	757,750	361,120	586,450	594,630	787,550	29%		132%				32%
2500	50mm	478,940	615,860	425,000	948,250	410,120	733,450	744,130	982,550			131%				
3000	50mm	800,990	736,860	510,000	1,138,750	459,120	880,450	893,630	1,177,550	47%		131%				
3500	75mm	824,990	857,860	595,000	1,329,250	508,120	988,950	1,043,130	1,388,450		62%					
4000	75mm	848,990	978,860	680,000	1,519,750	557,120	1,097,450	1,192,630	1,583,450							
4500	75mm	872,990	1,099,860	765,000	1,710,250	606,120	1,205,950	1,342,130	1,778,450			132%				
5000	75mm	896,990	1,220,860	850,000	1,900,750	655,120	1,314,450	1,491,630	1,973,450		62%	132%				
5500	50mm	920,990	1,341,860	935,000	2,091,250	704,120	1,422,950	1,641,130	2,152,550						51%	
6000	50mm	944,990	1,462,860	1,020,000	2,281,750	753,120	1,531,450	1,790,630	2,347,550							

6-⑦ 新水道料金表(案)

【全体の料金改定率30%】

31%以上の値上げは赤色、 値下げは青色

[①案] 口径13mmの1か月当たりの使用水量別水道料金比較(税抜)

水量			現	見行料金 (円)			新料金	改定率								
(m³)	多久市	武雄市	嬉野市	大町町	江北町	白石町	旧西佐賀	(円)	多久市	武雄市	嬉野市	大町町	江北町	白石町	旧西佐賀		
0	1,338	737	850	1,038	880	1,281	1,260	1,140	-15%	55%	34%	10%	30%	-11%	-10%		
5	1,338	737	850	1,038	880	1,281	1,260	1,140	-15%	55%	34%	10%	30%	-11%	-10%		
10	1,820	1,480	1,700	1,820	1,760	1,730	1,700	2,090	15%	41%	23%	15%	19%	21%	23%		
14	2,812	2,528	2,380	2,892	2,816	2,838	2,580	3,170	13%	25%	33%	10%	13%	12%	23%		
20	4,300	4,100	3,400	4,500	4,400	4,500	3,900	4,790	11%	17%	41%	6%	9%	6%	23%		
25	5,735	5,410	4,250	6,015	5,720	5,885	5,000	6,215	8%	15%	46%	3%	9%	6%	24%		
30	7,170	6,720	5,100	7,530	7,040	7,270	6,100	7,640	7%	14%	50%	1%	9%	5%	25%		
35	8,700	8,030	5,950	9,260	8,360	8,740	7,470	9,390	8%	17%	58%	1%	12%	7%	26%		
40	10,230	9,340	6,800	10,990	9,680	10,210	8,840	11,140	9%	19%	64%	1%	15%	9%	26%		
45	11,760	10,650	7,650	12,895	11,000	11,680	10,210	12,890	10%	21%	68%	0%	17%	10%	26%		
50	13,290	11,960	8,500	14,800	12,320	13,150	11,580	14,640	10%	22%	72%	-1%	19%	11%	26%		
60	16,350	14,580	10,200	18,610	14,960	16,090	14,570	18,140	11%	24%	78%	-3%	21%	13%	25%		
70	19,410	17,200	11,900	22,420	17,600	19,030	17,560	21,640	11%	26%	82%	-3%	23%	14%	23%		
80	22,470	19,820	13,600	26,230	20,240	21,970	20,550	25,140	12%	27%	85%	-4%	24%	14%	22%		
90	25,530	22,440	15,300	30,040	22,880	24,910	23,540	28,640	12%	28%	87%	-5%	25%	15%	22%		
100	28,590	25,060	17,000	33,850	25,520	27,850	26,530	32,140	12%	28%	89%	-5%	26%	15%	21%		

6-8 新水道料金表(案)

【全体の料金改定率30%】

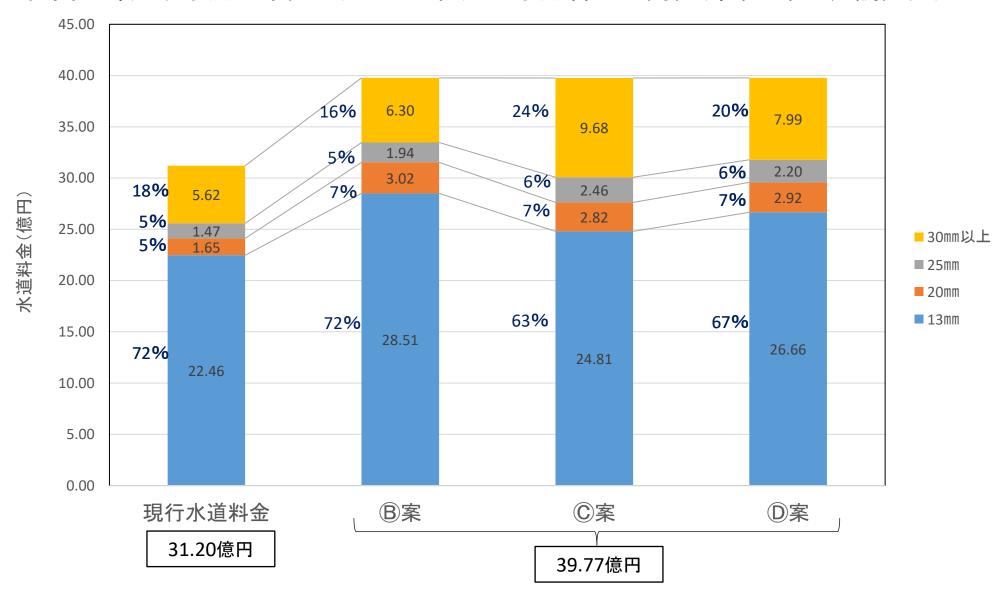
[①案] 1か月当たりの使用水量別給水件数が最多の口径における水道料金比較(税抜)

31%以上の値上げは赤色、値下げは青色、使用者がいない水量は灰色

水量	口径			現	1行料金 (円)			新料金				改定率			
(m³)		多久市	武雄市	嬉野市	大町町	江北町	白石町	旧西佐賀	(円)	多久市	武雄市	嬉野市	大町町	江北町	白石町	旧西佐賀
200	25mm	59,190	51,260	34,000	71,950	51,920	57,250	56,430	65,100	10%	27%	91%	-10%	25%	14%	15%
400	40mm	120,390	103,660	68,000	148,150	104,720	116,050	116,230	128,380	7%	24%	89%	-13%	23%	11%	10%
600	40mm	181,590	156,060	102,000	224,350	157,520	174,850	176,030	186,380	3%	19%	83%	-17%	18%	7%	6%
800	40mm	242,790	204,460	136,000	300,550	210,320	233,650	235,830	244,380	1%	20%	80%			5%	4%
1000	40mm	303,990	252,860	170,000	376,750	263,120	292,450	295,630	302,380	-1%	20%	78%			3%	2%
1500	50mm	456,990	373,860	255,000	567,250	312,120	439,450	445,130	452,330	-1%	21%	77%			3%	2%
2000	50mm	609,990	494,860	340,000	757,750	361,120	586,450	594,630	597,330	-2%		76%				0%
2500	50mm	478,940	615,860	425,000	948,250	410,120	733,450	744,130	742,330			75%				
3000	50mm	800,990	736,860	510,000	1,138,750	459,120	880,450	893,630	887,330	11%		74%				
3500	75mm	824,990	857,860	595,000	1,329,250	508,120	988,950	1,043,130	1,051,020		23%					
4000	75mm	848,990	978,860	680,000	1,519,750	557,120	1,097,450	1,192,630	1,196,020							
4500	75mm	872,990	1,099,860	765,000	1,710,250	606,120	1,205,950	1,342,130	1,341,020			75%				
5000	75mm	896,990	1,220,860	850,000	1,900,750	655,120	1,314,450	1,491,630	1,486,020		22%	75%				
5500	50mm	920,990	1,341,860	935,000	2,091,250	704,120	1,422,950	1,641,130	1,612,330						13%	
6000	50mm	944,990	1,462,860	1,020,000	2,281,750	753,120	1,531,450	1,790,630	1,757,330							

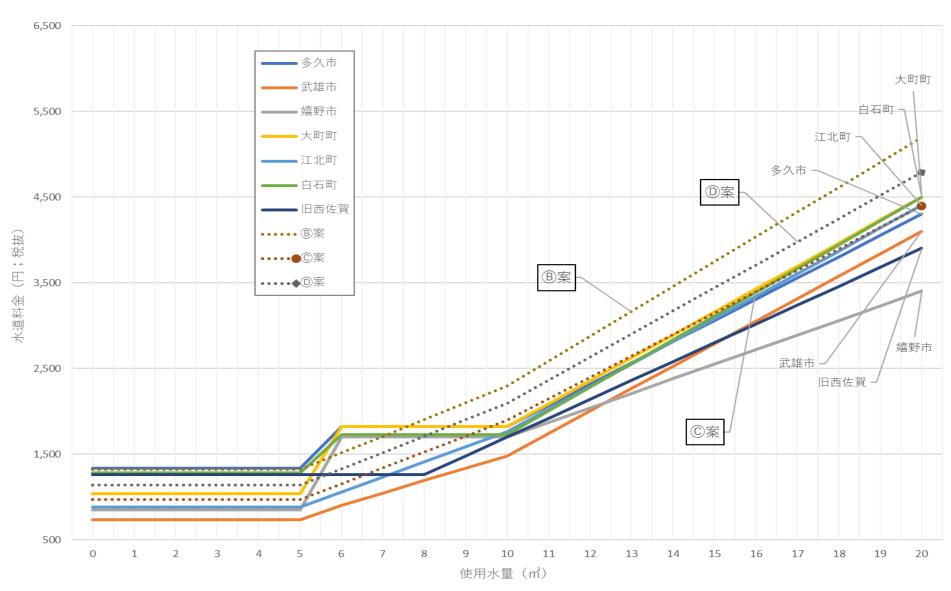
6-9 新水道料金表(案)

〇佐賀西部広域水道企業団における口径別の水道料金の割合(令和5年12月調定分)



6一⑩ 新水道料金表(案)

〇佐賀西部広域水道企業団における地区ごとの水道料金(使用水量20㎡まで)



6一① 新水道料金表(案)

〇佐賀西部広域水道企業団における地区ごとの水道料金(使用水量3,200㎡まで)

